明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産一二）　一

〔告　示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁三～三一）　一

○原戸籍が滅失した件（法務一〇七）　三

○平成二十五年度において司書及び司書補の講習を実施する件（文部科学三三）　四

○平成二十五年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件（同三四）

○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが名称を変更した件（同四七）

○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが同条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更した件（同四八）　五

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五五七）

○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示（同五五八）

○保安林の指定をする件（同五五九～五七〇）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一三四）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁

建設業の許可の取消処分関係　一二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

企業年金基金解散・清算人就任関係　三

会社その他

省　令

○農林水産省令第十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項及び第三十五条の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「十三・五度」を「七・〇度」に改める。

第四十八条の表かんしよを原料として製造される国内産いもでん粉（以下「かんしよでん粉」という。）の項第五号中「又は調味料」を「、調味料その他食用に供される製品（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十一日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区内幸町一丁目一番五号